

法令及び判例ニュース  
(n.º 05-08)

#### A.- ニュース

##### 1. - 請負業者(Empreiteiro)と臨時労働者(Empregado temporário)の使用、その他

先日、朝日新聞に、地方裁判所は大手家電メーカーの子会社と、派遣会社から出向された労働者との関係は偽装契約と見なした判決の記事がでていた。

同じ時期に、ある企業が業務の一部をサービス会社へ外注委託をしたく契約書のドラフトを検討してほしいとの依頼があった。

多くの企業は仕事の内容、業務効率の増加とコスト、ダウン等を目的とし、専門業者とサービス契約書を結び、業務の一部を第三者へ外注(Terceirização)するケースが良くあるが、当国の労働法等により、この種の契約に関連し、サービスの依頼者が負う潜在責任は次の様に成っている。

##### 1.1.- 工事主(Dono de Obra)、請負業者(Empreiteiro)と下請業者 (Sub Empreiteiro)の関係

工場建設或は土木工事等の施工に、専門業者と請負契約書を結び、契約書には全ての業務遂行と労働、税務関連の全責任は工事請負業者にある内容の条文を記載している。

多くの場合、請負業者(Empreiteiro)は請負った工事の一部を下請業者(Sub Empreiteiro)へ下請発注(工場建設の例、水道配管工事或は電気関連工事)し、工事全体の品質と工程を管理し、取りまとめるのが請負業者の大きな任務となる。

労働法(CLT – art. 455)の第 455 条に労働法の義務の遂行責任は下請業者(Sub Empreiteiro)とあるが、下請業者が労働者の権利を無視した場合、下請業者の労働者の元請負業者(Empreiteiro Principal)に対する請求権をみとめている。

更に、請負業者と下請業者が破産した場合は、請負業者と下請業者の労働者に対する未決済債務額に対し、工事主も連帯責任を負うことになる。

工事主は、この種のリスクをカバーする為に、契約書内に保証者の設定、或は銀行保証書を受け取る方式が適した対応と言える。

##### 1.2.- 臨時労働者 (Empregado Temporário) との関係

企業は正社員の有給休暇又は病欠の際、臨時労働者の派遣会社(Agência de Empregado Temporário)から臨時労働者を派遣させて、業務をカバーしているが、当国での臨時労働者の派遣制度は74年の法令(Lei n.º 6019)で認められている。

臨時労働者の使用に必要な条件は、派遣会社(Agência de Emprego Temporário)が労働省の指令に従い労働省に人材派遣企業として登録されており、労働者の派遣を受ける会社と派遣会社が契約書を結び、同契約書には臨時労働者の必要性を明記する必要がある点と、更に、派遣された同労働者との契約期間は3ヶ月をオーバー出来ない。

一方、上記法令の求める臨時労働者の派遣以外 当地で一般に呼ばれている LOCAÇÃO DE MÃO DE OBRA( 労働力の賃貸) 或は CONTRATAÇÃO DE EMPREGADO POR EMPRESA INTERPOSTA (中間業者を介する労働者との契約) は違法な労働契約であり、朝日新聞の記事に書かれた偽装契約は多分、当国での LOCAÇÃO DE MÃO DE OBRA 又は CONTRATAÇÃO DE EMPREGADO POR EMPRESA INTERPOSTA( TST Sumula n.º 331 - 労働高等裁判所判例)に該当する内容と判断される。

企業が違法な上記2方式で労働者を使用した場合、当国の労働裁判所の判例はサービスを受けた企業と労働者との間に雇用関係が存在したとことを認め、サービスを受けた企業の労働者に対する協約等による昇給、ベネフィット等全て同等の処遇をする義務が発生する。

上記判例は企業の主要業務(ATIVIDADES FINS)を遂行する為に必要な補足業務(ATIVIDADES MEIOS)を業者へ外注委託することを認めている。

主要業務は定款に記載された企業目的に関する業務であり、一方補足業務は主要業務遂行に必要な業務と言えるが、下記の実例をベースした方が、主要と補足業務の区別がわかり易いと思われる。

例、機械製造を目的とした企業の場合、主要業務は機械の製造と販売であり、労働者の通勤向け送迎バスのサービス、食堂の経営と管理のサービス、保障のサービス等は補足業務となり、この種サービスを業者へ外注依頼することは合法的な処置として認められている。

しかし、業者とサービス契約し、構内下請けで製品の一部を、サービス受ける企業の社員の指示の下に、業者の社員が製造業務をすることは、主要業務の一部を製造委託することを意味し、更に、サービスを受ける企業の従属 (SUBORDINAÇÃO) 下での仕事から、違法契約とみなされ、サービスを受けた企業が労働法上の全責任を負うこととなる。

従って、業務の一部を外注する際は、業者の信頼度の他に、労働法上の連帯責任の発生リスク、外注する業務の内容等と、外注業者の和議倒産又は破産の場合の保証が充分であるか、事前に良く検討をする必要がある。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri  
Ohno& Oshikiri Advogados  
Tel.(011) 3068-2053  
SP.05-05-08